

新座精神障害者家族会
やすらぎの会

2017 (平成 29) 年 3 月
〒352-0023 新座市堀ノ内 3-4-11
社会福祉法人にいざ内
☎048-482-5155

第 199 号

3 月例会 報告

3 月 17 日 (金) 14:00~16:00 出席会員 16 名

桜の蕾も膨らんで、このお便りが届く頃にはもう見ごろになり、本格的な春の到来を迎えることでしょう。

お知らせの中に、「西鉄 (西日本鉄道株式会社) が精神障害のある人も 2017 年 4 月 1 日から割引を開始」というニュースがありました。これは子どもの定期券を除き、大人も子どもも一律 5 割引実施、というもので JR 6 社や大手私鉄 16 社のうち初めての適用です。これは何年も前から地元の障害者団体などが粘り強く取り組んできた結果のようです。細かな内容は、インターネットで (西鉄・精神・割引) で検索すると文書が見られます。2 月 22 日に埼家連 E と B のブロック代表で所沢の西武本社に運賃割引の申し入れに行きましたが、これからもこの西鉄の件をテコに粘り強く、継続して要求していくことが求められます。

また毎年続けてきた新座市福祉フェスティバルでの家族会の赤飯・餅の販売 (模擬店) については例会での話し合いの結果、餅は取りやめにし赤飯のみにすることになりました。3 月 24 日には第 24 回福祉フェスティバル実行委員会があり、6 月に向けて動き出します。

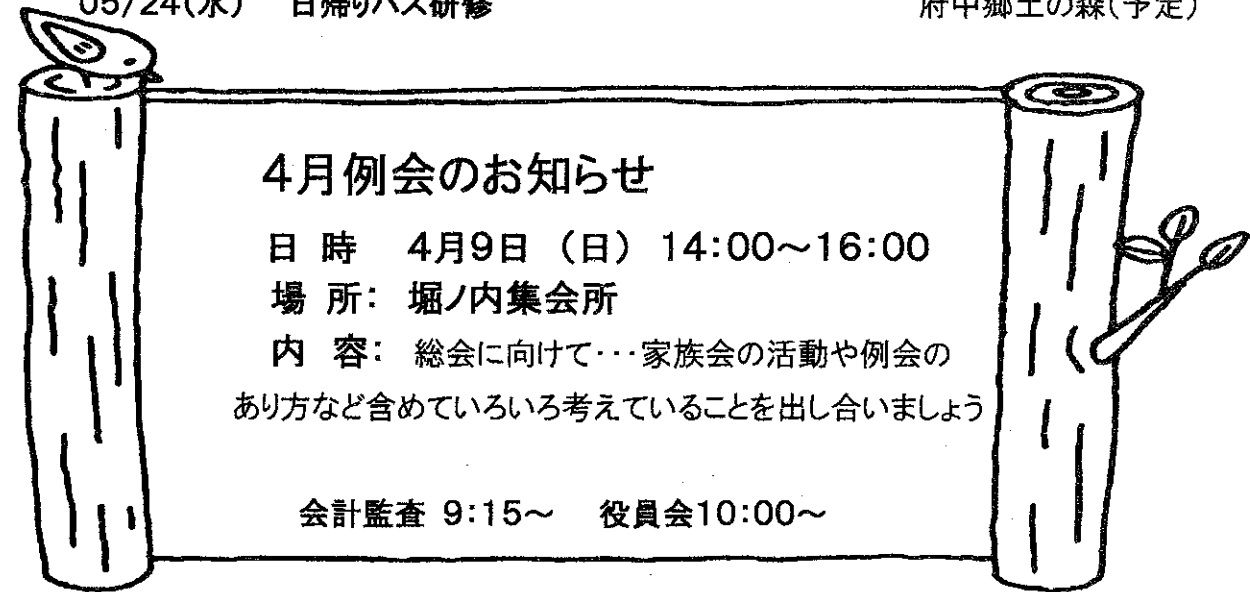
2/25 の「おいしく食べて、よく噛んで、健康長寿！」の講演会は約 70 名の参加で、槻木恵一先生のわかりやすいお話に聞き入りました。「咀嚼はストレスから脳を守る」という話や、唾液が出なかったらどうなるかということから、一日 1500ml 分泌されるという唾液の大切さを話されました。唾液の分泌を増やす食品の例を挙げられ、継続して摂取することが大事であることを教えられました。また耳下腺・顎下腺・舌下腺への刺激の方法も勉強になりました。

話し合いの中では、ホームヘルパーさんに週 2 日来てもらって助かっている (k さん) 話や、病院のアウトリーチでドクターや看護師が来てくれるようになった (y さん) などの話もありました。



【今後の予定】

- 03/29 (水) 法人にいざ評議員会・理事会 13:30~ (第 3 庁舎 2 階会議室)
- 04/04 (火) やすらぎの会臨時役員会 13:30~16:00 (支援センター相談室)
- 04/05 (水) 法人にいざ後援会役員会 10:00~12:00 (堀ノ内集会所)
- 04/07 (金) 家族相談 13:00~16:00 (支援センター相談室)
- 04/09 (日) 4 月例会 (役員会 10:00~) 14:00~16:00 (堀ノ内集会所)
- 04/20 (木) 法人にいざ施設運営委員会
- 04/21 (水) 埼家連役員会・理事会 10:30~15:00 (県交流センター)
- 04/22 (土) 後援会・やすらぎの会総会、学習会 (新座市民会館会議室)
- 05/24 (水) 日帰りバス研修 府中郷土の森 (予定)



4 月例会のお知らせ

日時 4 月 9 日 (日) 14:00~16:00

場所: 堀ノ内集会所

内容: 総会に向けて... 家族会の活動や例会のあり方など含めていろいろ考えていることを出し合ひしよう

会計監査 9:15~ 役員会 10:00~

家族相談日

毎月第 1 金曜日 13:00~16:00

相談は 15:30 までにおいで下さい

4 月は 4 月 7 日 (金) です 場所: にいざ支援センター相談室

予約される場合は 鶴飼 (080-1053-7816) まで

例会に出席できない方、ゆっくりお話ししたい方もお出かけ下さい。

当番の家族相談員がお待ちしています (4 月の当番: 矢野・森永)

※ 埼家連の「心をつなぐ家族電話相談」もご利用ください

☎ 080-6685-2128 (携帯)

相談日 毎週 月~木 (金、土、日、祝日 は休み)

10:00~12:00 13:00~15:00 (昼食時間は休み)



精神保健福祉法改正をめぐる動き

3月末というのに冷たい雨が降る中、会場にはこの問題に関心を寄せる人たちが集まって熱気が感じられました。

この改正の問題点として、保健所設置自治体は、措置入院者が退院後に継続的に医療等の支援を確実に受けられるよう、協議会や調整会議を設置するというが、

① 精神障害者支援地域協議会の設置の例示で警察が位置づいていること、② 個別ケース検討会議（調整会議）の参加者に、必要に応じて障害福祉サービス事業者、本人・家族等としていることなどがあります。

警察を入れて監視を強めたり、最も大切な本人が「必要に応じて」となっているなど大きな問題です。

2017年2月28日に閣議決定したこの法案は、相模原事件を受けて出されたものですが、犯罪の防止が今回の法改正の趣旨だと厚労省は認めています。しかし精神保健福祉法第1条にある「……精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上」と明らかに矛盾するものです。

増田一世さん（やどかりの里）はこの法案は、精神障害者に対する偏見差別の強化と人権侵害の拡大につながると警告し、障害者権利条約の14条で「身体的自由及び安全」を規定していることを強調しました。

長谷川利夫教授（杏林大学）は、(消えた「社会的入院」問題？『重度かつ慢性』基準化で始まる 新たな差別)と題して話されました。

- ・ 「重度かつ慢性」という概念を使い、多くの精神障害者を差別（区別）する国家意思が明白に存在している。・それは巧妙で、しかも時間をかけて仕組まれているので見抜きにくい。・しかしそれは、いろいろな顔をして立ち現れる。
(例：病棟転換型居住系施設、「重度かつ慢性」基準)・市民サイドが力を付け、これが「国の形」として果たして良いのかどうかの議論を進めていく必要がある。とまとめられました。

この学習会の資料として、「精神保健福祉法「改正」案に関する声明(3/20付)が配布されました。(：病棟転換型居住系施設について考える会) この法案に強く反対を表明しています。

- 学習会では当面の取り組みとして(1)法改正の問題点を仲間と共有していくこと、(2)おかしなことはおかしいと伝えていくこと、(3)この問題を社会化していくこと、(4)国会で慎重に審議されること が提起されました。(1)



お知らせ



TV放送のご案内「NHK ハートネットTV」

火曜～木曜 夜8時～8時29分 再放送 翌週火～木 昼1時05分～

4月4日(火) 相模原事件を受けて精神医療は今(1)

「措置入院」退院後の支援

4月5日(水) 相模原事件を受けて精神医療は今(2)

海外の事情「オープンダイアログ」

4月6日(木) Web連動企画 生放送 「親がこころの病気です」

～精神障害のある親を持つ子ども～



4日、5日は認定NPO地域精神保健福祉機構(コンボ)の宇田川健さん

6日は児童精神科医の夏苺郁子先生が出演されます。

後援会・家族会定期総会の日程

日時：平成29年4月22日(土) 10時より

会場：新座市民会館 2階 第1・2会議室

10:00～11:00 社会福祉法人にいざ後援会定期総会

11:15～12:15 やすらぎの会定期総会

休憩(昼食は用意します)

13:15～15:00 学習会「アウトリーチ事業(精神障がい者に対する訪問支援事業)所沢市での取り組み(仮題)」

※午後の学習会では平成27年10月から始まった所沢市でのアウトリーチ事業について、事業を受託している(株)円グループの担当者からお話を伺います。

※正式なご案内は近日中にお送りします。ぜひご出席をお願いします。